

監修：矢萩大輔 (有)人事・労務 代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

今回の
執筆者 **矢尾板 初美**



(有)人事・労務パートナー行政書士 / 903シティファーム推進協議会委員長。明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。法人設立や事務局サポートなどコミュニティ創りを支援している。2020年より東京浅草でコミュニティカフェをスタートさせた。

働きやすい環境を整えるために健康診断を

今回のキャスト **社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代**

アルパカファームにも定期健康診断の時期がやってきた。1人あたり1万円ほどかかる費用は会社持ち。でも、パートは受診不要と勘違いしていたりして…。

藤田 千代ちゃん、山田さんがまた体調崩したみたいだけど、たしか持病があったよね？ この1年で3回目だから、異常に多いわけじゃないけど、以前は休まない人だったから、ちよつと心配なんだよね。

千代 山田さんは喘息を持ってます。今朝も季節の変わり目で咳が止まらないと連絡をもらいました。昨年度までは多少体調が悪くても無理をしていたらしいのですが、それは長く働き続けるためにもよくないよね、と山田さんに話して、身体が辛いときは休むようにしま

した。

藤田 そうだ、喘息だ。それは辛いね…。ちゃんと休みながら体調を整えて、長く働いて欲しいから。山田さんほど細かいことに気が回る人はいないからね。そういえば、今月末に健康診断があるけど、山田さんも入っているよね？

千代 いえ、パートなので申し込んでいません。でもほぼ週5日出勤なので、健康診断してもらえた方がいいですよ。

藤田 あれ、それはまずい。勘違いしてるんじゃないかな。先日、

健康診断の実施は事業主の義務

従業員の健康を

チェックしていますか

近年「労働時間に関する調査」と題して、労働基準監督署の調査(臨検監督)が増え、健康診断個人表の提示を求められる機会が格段に増えました。正社員だけでなく、条件によっては、パートやアルバイトも健康診断を受ける必要があります。健康診断の実施にまつわる事業主の義務を、改めて確

伝法院先生とお話ししたときに、パートでも健康診断を受ける義務がある人がいるって言うてたんだよ。山田さんは所定労働時間も長いし、無期の雇用契約だから、健康診断を受けてもらわないと、法人としてダメなんだよね。場合によっては罰金をくらう可能性もあるらしい。

千代 そうだったんですね！ 気がついてよかった。さっそく病院に1名追加できるか確認してみます。今回のお休みについてもそうですが、喘息だけが原因とは限らないですからね。お互い健康に気をつけていきましょう。

認みましょう。

従業員の健康状態を把握した上で、従業員ごとに適した働き方や環境を整え、従業員の健康を守る。健康診断の実施から報告まで、従業員を雇用する事業主の義務として、労働安全衛生法に定められています。職種など仕事の種類や勤務時間(夜勤)に関係なく、全職種に対して実施される健康診断で、雇い入れ時、そして年に1回、実施する必要があります。

実施にあたって

注意する点

1 健康診断の受診義務がある人

次の条件に当てはまる場合、アルバイトやパートタイマーの方も、会社が実施する健康診断を受ける義務があります。

▽通常の従業員の1週間の所定労働時間の4分の3以上の労働時間数(週)である者↓通常の従業員の週の労働時間数が40時間と仮定した場合、週に30時間以上勤務していれば健康診断の対象となる計算です。

▽有期の雇用契約の者のうち、1年以上の雇用期間が定められている者↓契約更新によって1年以上雇用されている場合も含まれます。

▽無期の雇用契約の者

2 健康診断を実施しないと罰則も

健康診断を実施しないと、50万円以下の罰金を科されるリスクがあります(労働安全衛生法第120条)。下記を行なわなかった場合も同様です。

▽健康診断の結果の記録

▽健康診断の結果の通知

▽都道府県労働局長の臨時の健康

診断の実施等

また、健康診断で知り得た情報が漏洩した際には、健康診断等に関する秘密の保持の違反となり、6カ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科されます。

3 受診を拒否する従業員への対応

従業員による健康診断の受診拒否にも注意が必要です。健康診断を受診しない従業員に受診勧奨をせず、本人に健康被害が生じた場合、安全配慮義務違反(労働契約法第5条)に抵触するおそれがあるためです。

会社に健康診断の実施義務があるように、従業員にも会社の健康診断を受ける義務があります(労働安全衛生法第66条第5項)。ただし、他の医師による健康診断を受け、その結果を提示する場合はこの限りではありません。

健康診断の受診について、就業規則などであらかじめ取り決めておくことも一案でしょう。

4 健康診断の費用は会社負担

健康診断の費用は事業主が負担すべき、が厚生労働省の見解です(再検査や精密検査の費用負担は義務化されていませんが、受診者が負担する場合は健康保険が適用されます)。

また、健康診断の受診時間の賃

金の発生については、会社ごとに異なる(労使間の協議)としつつも、従業員の円滑な受診を鑑みると健康診断の受診時間にも賃金を支払うほうが望ましいとの見方を示しています。

5 受診結果の通知と記録の保管

会社は、健康診断を受けた従業員に対し、所見の有無にかかわらず健康診断の結果を通知することが義務づけられています。

また、会社には従業員の健康診断結果を5年間保管する義務があります。従業員の健康診断結果の保管については、従業員の同意が必要ですが。

6 医師への聴取と労働環境整備

健康診断の結果、異常(所見)が見られた従業員には、次の措置を講じる必要があります。

▽当該従業員の健康について医師などに意見を求める

▽当該従業員への医師や保健師からの保健指導

▽当該従業員との話し合いのもと、健康状態に応じた労働時間の短縮や配置転換

また、厚生労働省は、二次検査(再検査や精密検査)が必要だと診断された従業員に対しては、再受診の声がけを行なうことを求め

ています。

気持ちよく働ける

職場のために

医師による面接指導等の実施

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしていない労働者に対して、医師による面接指導を行なうことが、事業主の義務として労働安全衛生法に定められています。

面接指導の対象となるのは以下の労働者です。

▽月80時間超の時間外・休日労働を行ない、疲労蓄積があり面接を申し出た者

▽月100時間超の時間外・休日労働を行なった者など

健全な事業経営を行なうためには、従業員に対する適切な健康管理が欠かせません。健康管理の重要な施策のひとつとなるのが、健康診断です。法律で定められているから仕方なく実施するのではなく、雇用者側と労働者側が互いに気持ちよく働けるという目的を理解することが大切です。

健康診断を実施する意義を改めてご認識いただき、従業員の健康管理を徹底しましょう。